

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 20 号

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所管理規則（平成 47 年瀬戸市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保健衛生) 第 13 条 園長は、入所する児童及び職員に対して、 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u> （昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 12 条に定める健康診断等を行わなければならない。	(保健衛生) 第 13 条 園長は、入所する児童及び職員に対して、 <u>児童福祉施設最低基準</u> （昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 12 条に定める健康診断等を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。